

CJRP Discussion Paper Series

不本意な法的決定を どう受容するか

—相続をめぐるトラブルで民事訴訟の
被告となった当事者の語りから—

藤原信行

大阪市立大学
都市文化研究センター

No.13
March 2021

超高齢社会における紛争経験と司法政策

Civil Justice Research Project: CJRP

不本意な法的決定をどう受容するか ——相続をめぐるトラブルで民事訴訟の被告となった当事者の語りから——

藤原信行

【要旨】

相続をめぐる民事訴訟の被告となり、敗訴なり意に沿わない和解に至った当事者は、どのようにしてそうした不本意な法的決定を受容するのか。本章では、そういった事態に直面した当事者による語りを〈トラブルの自然史〉の観点から記述・検討する。明らかとなったことは、以下のことである。そうした法的決定の受容は、一つには自分たちが信じ、依拠していた正しさと、法的な正しさは異なるのだから仕方がない、というかたちで司法を日常生活世界とは〈疎遠なもの〉として〈切り離す〉ことをとおしてうながされていた。ただし、今回の事例の当事者は、不本意な法的決定により司法への信頼を損ねてはおらず、むしろ「また利用したい」と述べる程度には信頼を高めたいた。これは担当裁判官の〈中立的〉と思われる振る舞い、という人格的で疎遠性の低い（と当事者が認識しうる）行動によってもたらされていた。またそのことも、不本意な法的決定の受容をうながしていた。

1 はじめに

1.1 問題の所在

トラブルに直面し、さまざまな対処を試みたにもかかわらず、望ましい解決に至らなかった経験は、投入した労力を無意味にしてしまうがゆえに、当事者にとって不本意であり、容易に受け入れられるものではない。民事訴訟での敗訴、もしくは当事者の主張が十分に認められなかった和解は、そうしたことの最たるものだろう。しかも、他のトラブル解決方策とは異なり、法的に最終的な解決が確定したならば、それは覆らないから、当事者はどれほど不本意であろうとも受け入れざるを得ない。そうした人びとの、結果の受容の仕方をめぐる論理、ないし方法 *ethno-method* は、法社会学にとっても社会病理学にとっても興味深い事柄である。本章では、相続をめぐるトラブルに直面する過程において、予期せぬかたちで対抗当事者である他の親族から民事訴訟を提起され被告となり、自らの主張が十分に認められない条件での和解を受諾するに至った当事者の語りを「トラブルの自然史」の観点から記述・検討したうえで、上記の受容のやり方を明らかにしていく。

1.2 トラブルの自然史

他者とのトラブルは、そこにかかわる誰かが違和を経験することからはじまり、後続するさまざまな対処の試み、転換点、状況の変化が連鎖していく過程である。この過程は、自然史として分析可能なものである（Emerson 2015; Emerson & Messinger 1977）。司法機関や法律職を含む「公的な第三者（official third party）」の関与は、トラブルの自然史における重大な転換点となる（Emerson 2015: 14）。こうしたトラブルの自然史の過程は、エス

ノメソドロジーの観点からすれば、(トラブルへの対処の試み、転換点、状況の変化の連鎖であるのはもちろんだが)それを客観的で合理的なものとして第三者へ説明／理解可能なものとしていく営みでもある(檜村 [1989]1997: 87-110)。

したがって、こうしたトラブルの自然史の諸事例は、たんなる一事例などではなく、それ自体公的 (public) な性質のものであるし、これらの研究はたんなる事例研究にとどまらない公的なものの探求となる。

1.3 a last resort としての民事訴訟

一般に他者とのトラブルにおいて、対処の試みとして極端な手段に訴えることは、他のより穏当なさまざまな方策が功を奏しなかった場合に最終手段 (a last resort) として正当なこととされ、かつその正当性を関係する人びとに認めてもらう方策が不可欠となる (Emerson 1981)。であるならば、そうして正当性が認められなければ、行使のために必要な、関係する人びと、とりわけ公的な第三者からの支援・協力を得られないだろうし、対抗当事者の反発もより大きなものとなるだろう。よって、一般にトラブルの自然史における対処の試みは、まず穏当な方策を試み、それが功を奏しなかったならばもう少しだけ極端な手段に訴え、これも功を奏しなかったならばさらに極端な手段を採用してみる、といった過程となるだろう。こうしたトラブルへの対処の試みにおいて、法的手段、とりわけ民事訴訟は、『法』が『日常生活』(社会や人々の信念)に内在しているというのではなく、社会の『外側』に接するという形式で存在しているのかもしれない(檜村 1999: 234)という、司法(リーガルサービス)の世界を異質で疎遠なものに見なす人びとの法律観からすれば、行使における合意の確保のハードルが相対的に高くなるだろう。また判決や和解が確定すればそれは覆らない。したがって極端さの高い最終手段の一つだと考えられる。

他方で相続にかかわる手続については、公的な第三者である税理士／司法書士／行政書士／弁護士といった法律職に最初から依頼されることが多いことからみても、法的紛争の生起は関係する人びとに一定程度予見されているとも考えられる。ならば、相続をめぐるトラブル対処の試みとして法的手段を利用することを極端な最終手段の一つとするのは、やや一面的な見方かもしれない。

2 資料について

2.1 インタビューデータについて

科学研究費補助金・基盤研究 (S)「超高齢社会における紛争経験と司法政策」の一環として行われた。2019年3月に、法社会学者のR1と社会病理学者のR2(筆者)が、相続をめぐる民事訴訟の被告人となったE1さんに実施。場所はP4県の喫茶店で、時間は約2時間(うち録音時間1時間半)。喫茶店は非常にうるさく、録音状態は良好とはいえなかった。インタビューは、E1さんに時系列に沿って彼が被告となった相続をめぐる民事訴訟について語ってもらい、そのうえで適宜R1とR2が、彼が事前に回答していた質問紙の記述を参照して疑問点を質問していく形をとった。

2.2 インタビューについて

インタビューの E1 さんは、インタビュー時点において P4 県に在住の 30 歳代前半の男性。不動産賃貸業を営む。大学生時代の 2010 年代前半に、養父（伯父）の遺産相続をめぐり、叔父の一人が提起した民事訴訟の被告の一人となる。この訴訟は 3 年後に和解となるが、他にもその叔父は E1 さんや彼の実父、きょうだいを相手に複数の民事訴訟や調停を提起していた（それらは 2010 年代後半に決着）。

3 相続をめぐるトラブル

E1 さんと、彼を被告とする民事訴訟を提起した叔父とは、たんに疎遠な関係であったが、E1 さんの実父・養父（伯父）と、その叔父との関係は、相続をめぐるトラブルが顕在化する数年前から良好なものではなかった。

R2 それで、あの、争いになった親族の方と E1 様との関係というのは、もともと、以前から、争いが起きる前からずっと悪かったとか良かったとか、あまりそもそも疎遠で関係がなかったとかというのは？

E1 大きくは関係はなかったですね。疎遠という言い方のほうが近いかな。ただ、すでに僕の父ですね。実のほうの父ですね。と、もう一人の叔父ですね。そっちとはあまり仲がよくなかったというか。

R1 その、お父様と、その争いの対象になった方。

E1 はい。で、さらにその、亡くなった方ですね。と、争ったほうの叔父ですね。とも、あまりよくなかったんです、数年前から。あまり雲行きよくなかったんです。で、その話を聞いてるので、僕もあんまりあの、いい印象は持ってなかったというか、いずれは何かあるなという、可能性はあるなという気はしてたんですよね。気がしてたというか、あるなというのは。

したがって、当時大学生であった E1 さんも、彼の実父も、他の親族も、養父（伯父）の遺産相続をめぐるトラブルが発生するであろうことは予期していた。ただし、それがいつ、どのような形で顕在化するか、ということまでは明確に予期できていたわけではない。トラブルは、201X 年の養父（伯父）A4 の早すぎる死によって突然訪れることになる。

R1 今回〔の質問紙調査で回答いただいた民事訴訟〕は、遺産関係のことと。

E1 そうですね。まあ、さっき言ったみたいに、まあ、よくある話ですよ。まあ、そういうふうに権利というか、お金というか、あれの、ねえ、誰がもらえる、もらえないの話に流れるということですけど。

R1 こちらに書かれているものだと、なんか、一旦話し合いで分けたものについて、向こう〔叔父〕から。

E1 そうですね。もともと、だから話し合いの時点でも、ずいぶん拗れてたというか。

R1 ああ、そうなんですね。

E1 あまり、うん、まあよく話しするんですけども、もう最初からあまりいいあの、気

配はなかったわけなんです。それに加えて、その、遺産の関係の、要は被相続人というんですかね。あの、死んだ方〔養父（伯父）〕ですね。死んだ方もだいぶ急にというか、我々が思っていた以上に、我々というか、僕と父がね。たぶん向こう〔叔父〕もそうですけど、思った以上に早いタイミングでちょっと亡くなられたんで。

遺産相続をめぐるトラブルは、E1 さんの養父（伯父）の早すぎる死による遺産分割協議において、叔父がより多くの取り分を要求するという形で顕在化した。分割協議は、こうして生じた対処行動として、E1 さんの実父主導のもと、期限内に相続税を完納する（延滞税が発生すれば叔父も含め全ての相続人が損をするので、それを避ける）ため、（E1 さんと実父からすれば）叔父に大幅な妥協をするかたちでとりまとめようとしていた。

A1 すいません、話ちょっと元に戻りますけど、それで、その話し合いのところからあまりいい感じではなかったけれども、ということですけど。

E1 お互いただ、要は相続税というのがすごく大きい問題で、あの一、遺産相続の、なんていうんだっけ、あれは。要は線引きを決める、相続の、ああ、なんていうんだっけな、あれ。

A1 分割協議でしょうかね。

E1 分割協議、あれをまず決めちゃって、それぞれから割り印とかもらって、それで決めた上で、あの、亡くなった方が自営業してたりしてるので、あの、決算を組んで、それでやっと申告ができるわけですよ。税理士さんと相談しなければなりませんから。わりとその指揮というか、それをやってたのが僕の〔実〕父ですね。やってたので、とにかく〔実〕父としては、まあ、向こうにとってもずいぶん妥協というか、要は相続税で延滞してしまったら、結局お互いに被害を被ってしまうので、延滞税とかって。このままずるずるお互い平行線をたどってたらしやうがないということで、わかった、まずそういうことだから、あの、こちらが大幅に妥協するから。ま、こちらとしては妥協ですね。向こう〔叔父〕はどう思ってるかわからないですけど。

A1 ま、それはそうですね。

E1 ええ。大きく譲って、それで〔叔父に〕ある程度お金をあげたりとか、土地の権利とかも渡すことにするから、それでまず線引きをして、あの一、期限内に相続税を納めるようなことをしないと、あの、話が進まないからということで、そこで一回線引きをつけたんですね。それを、ま、一応の和解として。

E1 さんの実父と税理士は、分割協議について、おおよそ3ヶ月を目処に決着することを目指していた。叔父がさらなるトラブルを起こす前に決着をつけようとして急いだためである。

E1 だから、そうですね。もうすぐさまで、さっきも言ったように、いずれその、裁判になったほうの叔父とは、たぶんトラブルがまたあるだろうと、僕も父も思ってたわけですし。さらに、その亡くなった伯父のほうにも、少なからずそういう土地とか財産というのは結構あったというのは知ってたので、とにかくもう、早くスタートしないと

絶対間に合わない。すでに、そのお世話になってる税理士さんのほうにも、もう同じ認識があったんですよ。なんで早くやらんとやばいと。なんで、とにかく結構すぐですね。だから、X月〔夏〕に亡くなってX月かXX月〔秋〕ぐらいに、とりあえず一旦の決着をつけようと。当時、和解ですかね。一旦そこで話を決めようというのを、もうすでにそこで始めてたはずですよ。ちょっと僕もそのところは〔これ以上詳しくは知らないです〕。

しかし、こうした努力はさらなるトラブルの抑止にはつながらなかった。叔父は（E1さんや実父からすれば大幅に妥協した）遺産分割協議書に押印¹⁾はしたものの、内容に満足していなかった。叔父は、E1さんの実父や税理士の主導で決定した、土地にかかる相続税の計算における借地権割合の扱いに不満を抱き、翌年に次の、より極端な行動に出る。

4 民事訴訟の被告となる

翌年の夏、P5県で大学生として暮らしていたE1さんのもとに、ある法律事務所から郵便物が届く。

R2 それでなんですかけれども、向こうがもうひっくり返してから訴訟というのは、もうすぐに訴訟でということになって、他の、例えばまあ、行政とか何か他の何か相談機関とかはもう一切関わらずに、もうすぐ裁判ということになったんでしょか。

E1 向こう〔叔父〕のほうがなんか弁護士かなんか立てて、いきなりなんかそれらしいものを。僕らもちょっと素人なんであれですけど、要は、今となってみればそれもちょうと、落ち着いて考えてみるべきだったんですけども。要はもう、いきなり訴えますよみたいな文書を。

R1 文書が送られて来たんですか。

E1 うーん、どうやったかなあ。でも、確か文書やったと思いますね。要は、なんか聞いたことないような、聞いたことないというか、何々法律事務所弁護士よりみたいな感じで。

R1 ああ、なるほど。法律事務所から来たような。

E1 ええ。こういう訴状を送ります。でも今、詐欺なんかもあって、なんかありそうなような言葉を並べて、あの、知らない人。

R2 書面の偽造という可能性もあったかもしれないですし。弁護士の名前を騙って。

E1 騙るというよりかは、弁護士側も、向こうにそれっぽいものを書いて吹っ掛ければ、こちらがビビると思ってやってきたのかなという可能性も。これはね、ちょっと僕も、昔の文書をちょっと引っ張り出してないんでわからないんですけども。そういう可能性もあったかな。ま、それが来たことで、さっき言われたみたいに、公的な何か機関とか、もう返すことも選択肢にあるべきだったと思うんですけども、とにかくそれが来たことでちょっとうろたえてしまってたんですね、こちらとしても。

叔父は弁護士に依頼し、遺産相続をめぐり自分の主張を受け入れなければ民事訴訟を提起するとの書面を E1 さんに送付してきた。E1 さんは実父やきょうだいらと善後策を協議し、叔父の主張は受け入れ難いとして、訴訟のため代理人となる弁護士を探すことになる。ただし、本訴訟の被告の一人となった E1 さんではあったが、まだ大学生であり、かつ出身地であり相続すべき財産もある P4 県ではなく、通っている大学がある P1 県在住であったこともあり、弁護士の依頼や訴訟自体への対応は、基本的に実父やきょうだいに委ねることになった。

では、叔父の主張はどのようなものだったのだろうか。インタビュー内で E1 さんが説明したところでは、遺産分割協議書における借地権割合の扱いに不服があるのでやり直しを求めた、とのことである。しかし、民事訴訟における叔父の要求は E1 さんらに金銭の支払いを求めるものであり、成立した和解案も、E1 さんらが叔父の要求する金銭の支払いに一定程度応ずる、というものであった（本稿 5 および 6 節参照）。したがって遺産分割協議のやり直しというよりは、それへの不満を口実にした金銭の要求であったというのが実際のところではないだろうか。これをより正確に明らかにするためには、訴訟対応を主導したきょうだいにもインタビュー調査を行う必要があったと考えられる。

5 トラブル対処行動が生む新たなトラブル：難航する弁護士への依頼と対応への不満²⁾

E1 さんたちは、不動産賃貸業を営んでいる関係で、過去にリーガルサービスを度々利用していたが、弁護士との直接の伝手はなかった。そこで、取引先に紹介してもらうことにした。しかし、誰に依頼するかについての決定は難航する。

E1 そこで、えーと、まず早速、あの、こちらも当然、何もあの、我々だけで裁判所に行くわけにいかないんで、弁護士さんを探そうということで、えーとね、あれは知り合いかね。あの、お世話になってる Z1〔業種名〕をやっているとこですね。ああいう方はその、弁護士さんとかたぶんご存じやろうということで、えーと、僕と親父でその方にちょっと、もうほんとすぐに電話でちょっと、どなたかそういったので協力してくれる弁護士さん、当てがあるかというのを聞いてみて、それで何人か聞いて、あの、一人お願いすることにしたんですね、ある弁護士の方に。で、それが経緯で、結局、今回の争いがある中で弁護士が数回、2回かな。あ、1回か。1回変わってるんですよ。

しかも、ようやく依頼にこぎつけた最初の弁護士の働きぶりは、E1 さんらの意に沿うものではなかった。トラブル対処行動が新たな別のトラブルの連鎖を招く結果となったわけだ。

R1 なんかこのアンケートを見てると、最初の方があまり頼りにならなかったような。E1 頼りにならないというか、やっぱり考え方の違いですかね。実はその最初の選定の時点でもう、要はあまり関係者の方に、関係者というかあれですけども、要は弁護士の方の思想といえいいんですかね。地主に冷たい方がいたりするんですよ。地主というものは暴利を貪って小作人をいじめてるというような考え方の人間が、いまだにいた

りするんですよ、弁護士の先生方の中には。

〔中略〕

E1 で、最初の選定の時点でもう、数件その、Z1さんに教えてもらった中でも、「何とかさんのところはあまり地主には優しくないからやめといたほうがいい」とか、そういう話が結構出てきて、結局、消去法的に決めたその最初をお願いした先生も、あまり我々の状況に対して、うんとかう、力を入れてくれなさそうだなというか。そういう感じがちょっとしたんですね。ただまあ、とりつくしまもないといえいいんですかね。とりあえずこの方かなと、その出された選択肢の中では、なかなか当てがない中で。ま、場所が近いというのもあったりしたんですけども、とにかくまあ、とりあえず誰も弁護士立てないわけにはいかないんで、こういう書類が来ちゃったということで。それで、最初お願いしたんですね。

〔中略〕

E1 ええ。それで、まあ、その方をお願いしてというか、しばらくやってもらったんですけどね。結局、いま言ったような感じで。そこまでその、あの、なんて言うんですかね、その方はそういう、いま言ったような傾向が強いわけではないんですね。だからといって我々にちょっと、そこまでこう熱心ではないというか。それはいろんな関係があるんでしょうけども、他のね、他の依頼人とかとの兼ね合いというか、スケジュールとかもあるんでしょうけど。

こうした状況を受けて、E1さんのきょうだいたちはその弁護士への不満を募らせ、変更を望むようになる。しかしE1さんの実父は、変更には消極的であった。

E1 その間にですね、あの、僕の父のほうがちよっと体調を崩したという関係もあって、あの、僕とね、僕のきょうだいですね。きょうだい2人いるんですけども、そちらのほうで、ま、裁判に限らず、諸々こういう不動産業とかの関係の仕事を、ま、どんどん我々でやってけるようにということで。そうするとシフトしていく過程で、もともと僕のきょうだいの2人のほうが、けっこう最初のほうから、最初に頼んだ弁護士の先生にちょっと懐疑的というか、「大丈夫かな、この人」という感じではあったんですよ。で、父というのは、「まあまあ一度お願いしたんだから、下手に变えるのはやめよう」ということで、あまり変えようとしなかったというところで。ただ、こういうふうに、さっき言ったみたいに業務がこちらのほうにちょっと動く過程で、ちょっと他の方をお願いしようということで、一応それで変わったんですね。

しかし、不動産賃貸業の実務が実父からE1さんやきょうだいに移行する過程で、最初の弁護士の働きぶりに疑念を抱いていたきょうだい为主导し、弁護士を変更した。では、E1さんときょうだいたちが不満を抱いた、最初に依頼した弁護士の「熱心ではない」働きぶりとはどのようなものだったのか。それは、不動産賃貸業の実態に無知で、説明しても理解しない／できないことであった。

E1 それでまあ、〔叔父は不動産ではなく〕要はお金を要求してきたんですね。それで

うちらも、はっきりいえばうちらもそんなに、あの一、お金がね、潤沢にあるわけでもないんで、はっきりいって、だからまあ、そういうわけにはいかないということで争いになるわけなんですけども。

本当に、ちょっと話が逸れますけど、まあでも、今の僕らをはじめ、田舎もそうそう人口も減り始めてあるところの、アパートを持ってる地主さんなんかはもう大変やと思いますね、今、実際に持ってる資産とか、あのまあ、決算書とかに出てくるバランスシートといえいいんですかね。ああいうのに出てくる資産なんていうのはもう、あんなもんはあの、数字に出てる価値なんてないですよ。

R2 はい、ないです。

E1 そうですね。あれで当然それを、入居者が増えて店子さんが増えて、それで家賃をもらえるのであればそれだけの価値がありますけども、壊れるまでの間にそれだけの入居者、店子さんが入るような見込みなんてすごくないし、ないです、はっきりいって、さらにその、あの、取り壊すなんていうのはさらにお金かかるわけです。それがバランスシートには載ってないわけなんですよ、その、そういう会計の基準的に、載りようがないんでということで、だから、はっきりいってこっちだって本当にお金がなかったんですよ。なかなかそういうのを、あの一、やっぱり弁護士さんによっては理解していただけないというか、バランスシートを見せても「結構あなた持ってるじゃないですか」なんて言いかねないんですよ。だから、そこからやっぱ説明しないといけないと。

しかも最初の弁護士は、そうした無知無理解にもとづいて、E1 さんにとっておよそ受け入れ難い、ないしは実行不可能な解決策を提案してきた、というのである。

E1 まあ、それは弁護士さんもね、全部が全部、把握できるわけじゃないにしても、やっぱりなかなかそこを、説明してもなかなか理解していただけなかった方だったりするんですかね。ちょっと僕もね、全部が全部、その、前の方というのの話し合いに出てたわけじゃないんで。やっぱりでもちょっと、姉とか父から話を聞く限り、ちょっとそういう傾向があったところがですね、あの一、変える前の〔弁護士の〕方のほうが、要は、「結構あなた、お金持ってるんだから、お金渡して向こうに納得してもらえばいいじゃない」というような考え方ですね。なかなかこっちの経済状況というのが理解していただけないというか、はっきりいってそういうふうにはバランスシートに出ないような負債ですね、実質的な。取り壊す時にかかるであろう。そういったものをなかなか、だからやっぱり余計にそこで、お金はもう出せないと。なんでまあ、遺産相続のほうにもそうですし、もちろんその待遇に関しての紛争でもそうですけども、やっぱり終始ちょっと、我々としては本当にお金を払えないんです。そんなお金ないだよと。だから、そこがひとつのやっぱり、こちらが戦わざるを得ない理由ですよ。ある程度、本当にバランスシートどおりに財産があるのであれば、こんなこと言うとかあれですけども、たぶん僕はちょっと性格上ちょっと、あの、気に食わないんで徹底的に争うかもしれないけど、たぶん姉に任せてる、姉からしたらちょっとぐらい払ってでも、終わらせようという気があったでもないんですけど。本当に払うものがないんで、結局戦わざるを得ないというか、そういうような形になったんですね。

地方の不動産賃貸業経営の実態にたいする最初の弁護士の無知無理解とそれにもとづく受け入れ難い解決策の提案に業を煮やした E1 さんらは、依頼する弁護士の変更に踏み切ることとなる。この 2 人目の弁護士のもとで、和解が成立することになる。

6 不本意な和解の受容：疎遠で異質なものとして司法を生活世界から切り離す

遺産分割協議をめぐる民事訴訟は、提訴からおよそ 3 年後、地方裁判所で原告である叔父が要求する金銭の支払いを一定程度認める、という裁判官が提示した条件で和解が成立、確定する。その後も叔父は E1 さんらにたいして複数の民事訴訟や調停を提起した。それらがすべて決着したのは 2010 年代後半であった。

この民事訴訟での和解について、当時の E1 さんは、これまでの叔父とのトラブルの過程を鑑みて強い不満を抱き、受容できないものだと考えていた。

R1 例えばこの、遺産のほうのこっち、お答えいただいた件についてちょっと戻るんですけど、これの結果として、あまりこう、E1 さんからしたらそんなに有利な結果ではなかったというふうに書かれているんですけど。

E1 まあ、そうですね。結局、ある程度お金を払って、ま、これを終わらせたということなんですけど。まあ、これはすごく僕自身の考えというか、客観的に見たらわかりにくいんですけども、もともと向こう側ですね、争った側の、あの過去のことであったりとか、確執、軋轢とか、あるいはいろいろ知ってるんで、すごくこれもまた、たぶん他人から見れば勝手と言われるでしょうけども、びた一文払いたくないんですよ、こちらとしては。僕自身ですね。きょうだいはまだちょっと、もうちょっと柔軟な考えだと思うんで、きょうだいとか父とかはね。僕はもうはっきりいって、払いたくないですね。まあ、でも世の中そういうわけにもいかないんでね。向こうは向こうで弁護士ついてたし、まあ、向こうは向こうで生活もあるでしょうから、ある程度払って、これは終わらせようというので。大抵のことはもう終わってますかね。結局、それでもう、まあ向こうもまあ、金の切れ目が縁の切れ目といいますか、もう親戚事とかそういった冠婚葬祭といいますかね、そういうものに関してはもうほぼ絶縁状態で、あの、たぶん正式ななんですか、勘当とかそういう、戸籍を外すとかそういうことは交わしてはいないんですけども、もう実質的にもう向こうがまったく連絡をとってない。こちらもとりにくもないと。

しかし E1 さんは（インタビュー時点の）現在、「客観的にみればわからないけれども」と留保を付けながらも、そうした不満の感情から距離を置き、一定程度この和解を受容しているようである。E1 さんは、質問紙調査では和解の内容について、不当で事実を踏まえていないとする一方で、それは法律上の権利義務をどちらかといえば踏まえていると回答していた。一見すると矛盾するように思われるこの二つの回答について、筆者は E1 さんにどういったことか尋ねてみた。

R2 これはいろいろと〔法社会学者である〕R1 先生に補足していただいたほうがよいのかなというふうにも思うんですけども、えーと、アンケートのほうで、あの、「和解の内容はどちらかといえば不当であるし、あの、問題の事実を踏まえたものだったとは思わない」というふうにお答えされている一方で、「和解の内容のほうは法律上の権利義務をきちんと踏まえたものなんですか」というような問いに関しては、「どちらかといえばそう思う」というようなお答えをされていて、だからけっこう、なんていったらいいんでしょうね。だから、実質的な問題と法的な問題というのをE1様はわりと切り分けられて、実質的にはいろいろ不満はあるけども、法的にはそうなるんだという切り分けがきちんとされているのかなと。

それにたいするE1さんの回答は以下のようなものであった。法的決定を下す裁判官（判事）を「第三者」と述べている点に、まず注意していただきたい。

E1 そうですね。あの、うん、要はルールに触れてない以上は裁けないというんですかね。こちらから、実際に現場とか細かいのを知ってる側からしてみれば、はっきり言って嘘、あることないこと混ぜて言ってるという認識というか、あるいはそういうふうに物的証拠とかそういうのでは証明しきれないし、することが不可能な部分に関してすごくあの、文句いってきてるというか、そういうところで攻めてきて。ただ、こちらとしてはまったく向こうが言ってることは合っていないんですけども、ただ、いま言いたみたい、物的証拠であったりそういうのがない以上は、それは第三者である裁判官であったり、あるいはお互いの弁護士であったり、そういうのが、なんていうんですか、物的証拠とかそういうのがない以上はもう、まあ無理、仕方がないというか。

相手方の非を明らかにしうる証拠を提示できない以上、公的な第三者たる裁判官が、自分たちの主張を認めてくれなくとも仕方がないとして、距離を置いて見ていることになる。さらに続けてE1さんは、司法のことを「システム」「法律のシステム」「法律というルールという部分」と述べ、（自らが生きる生活世界とは）疎遠で異質であることを強調する。

それはちょっとひとつ後悔というか、まあ、僕もですし親父もですけど、そこをうまいこと積み上げていくというか、そういうのをある程度強かにとっていくというのがちょっと下手やったかなというのはあるんです。向こうがひとつ上手やったかなというのはあるんですよね。そこはまあ、システムというよりかは、それはなかなか法律のシステムで解決できるようなものじゃないですけども、そういったものが向こうがちょっと上手だったのに関して、だからまあ、内容というか、だから記録に書いてあるというか、向こうの言ってる事実に関してはもう僕らまったく、まったくというか、かなりあのー、真実でないというか、あの、おかしいとは思ってるんですけども、ただ法律というルール⁹⁾という部分で見た時に、さっき言いたみたい、証明し得ないものというのか、に関しては仕方がないというか、まあ、悲しいですけど、まあしょうがないのかなという部分はありますよね。

R1 まあ、それがしょうがないというのは、法学をやる者にとってはしょうがないようにしたいなという思いはありますけどね。

E1さんは、(生活世界における)自分たちにとっての正しさにもとづいた真実が認められなかったとしても、別の世界／システムとしての司法——とそのエージェントたる裁判官——が、自分たちにとって自明なものとは異なるルール、すなわち法にもとづいて判断を下すうえで必要とされる証拠を用意できない、そうした証拠を用いて要求される形式で主張を証明できない——「そういうのをある程度強かにとっていくというのがちょっと下手やった」「向こうがひとつ上手やった」——のであれば「仕方がない」「しょうがない」と、今回の和解を意味づける。こうして司法を生活世界とは異質で疎遠なものとして切り離すことで、当初はおおよそ受け入れられなかった和解を受容していた。

7 裁判所へのイメージの改善と、和解案の受諾をうながした別の要因

E1さんと父、きょうだいは、本稿第5節でみたように、「弁護士の方の思想といえいいんですかね。地主に冷たい方がいたりするんですよ。地主というのは暴利を貪って小作人をいじめてるというような考え方の人間が、いまだにいたりするんですよ、弁護士の先生方の中には」と、法専門職たる弁護士が自分たちのような不動産賃貸業を営む〈地主〉を否定的に評価し、不利な扱いをするのではないかと警戒していた。そして同じ法専門職である裁判官にたいしても、同様の警戒を抱いていた。

しかし E1さんは、この和解に至るまでの民事訴訟の過程において、裁判所(民事訴訟)へのイメージがある程度改善され、必要があればまた利用したいとも(インタビュー調査以前に回答した質問紙調査で)回答していた。しかも最終的に第一審で裁判官から提示された、当初はおおよそ受け入れられなかったとする不本意な和解案を受諾し、受容するに至る。

E1さんは、裁判所へのイメージが改善した理由を以下のように述べる。

R1 まあ、だいぶ前にお答えいただいたと思うんですけど、裁判所のイメージ、裁判はけっこう時間もお金もかかったけど、ストレスはだいたい予想どおりで、イメージは使ってみてむしろ、ちょっとよくなったみたいにかかれていたんですけど。

E1 それはひとつの調停とか、さっき言ったみたいに、裁判官を交えての和解ですかね。ある程度それは、あの、〔2番目に依頼した〕弁護士の先生の方がすごく尽力されたとかいう部分もあると思うんですけども、あの一、やっぱりこちらの経済状況であつたりとか、あるいは向こうがあまりにもちょっと常識から逸脱したような、クレームに近いようなことを言い出したということに関して、けっこう正直にというか、ちゃんと話して、向こうもある程度理解していただいた。まあ、当然向こうは中立の立場なんで、結局そこで決められたその、線引きというか、和解案に関してはあれですけども、思った以上にはあの、我々に対して冷たいあの一、和解案であつたり、そういうのは出さなかったかなという。さっき言ったみたいに、裁判官とかそういう司法関係の方は、我々地主には冷たいかなとは思ってたんですけども、ま、少なくとも今回の件でお願いした裁判官に関しては、そこまでは、うん、変なことはされて、変なことってすいません、さ

れてないかなっていう。

R1 中立性を保っていた。

E1 うん、ある程度、できてたかなというような、個人の意見ですね。

第一審で裁判官が提示した和解案は、（2人目の担当弁護士の尽力もあり）司法は地主に冷たいという予期に必ずしも当てはまらない、E1さんらの実情をある程度ふまえたものであったと評価している。また、対抗当事者（原告）である叔父の側からの「あまりにもちょっと常識から逸脱したような、クレームに近いようなこと」にも中立的な対応を取り、それらを一方的に認めたりはしなかったとも、E1さんは評価していた。こうした、裁判官のE1さんらの側に一定程度寄り添ったとも理解しうる、裁判所へのイメージの改善に結びついていることは明らかであろう。また、和解の受容も後押しすることとなっただろう。

8 おわりに

E1さんの語り検討した限りにおいて、民事訴訟における敗訴や、敗訴に等しいと思われる意に沿わない和解に至った当事者がその受容を可能とするものは、2つの、一見すると相反するものから成り立っていると考えられる。一つは疎遠で異質なものとして司法（法的世界）を生活世界から切り離し、異なる世界における異なるルールにもとづいて判断されたのだから、自分たちが信じる正しさと異なっても仕方がない、という観念すること。もう一つは、司法、というよりはそのエージェントとしての裁判官に寄り添ってもらえたという人格的で疎遠性が低い対応を経験すること。これらが、およそ受け入れ難いような法的な最終決定の受容をうながしている。

なお本稿で検討した事例では、敗訴やそれに等しいと思われる意に沿わない和解の受容をうながすようなものは、トラブルの自然史の終端部分においてのみ見出すことができた。これは資料の制約という問題もあるのだろうが、他の事例においても同様であるかどうかについては、今後検討すべき課題であろう。

注

- 1) E1さんは「一旦は判子もみんなついて」「叔父から和解というか、同意をもらった」と述べている。ただし「〔自分は〕最終的な決定には立ち会ってない」とも語っている。
- 2) 筆者が面接調査を行った他の事例でも、民事訴訟に至った調査協力者たちは一様に、弁護士——コミュニケーションのあった全ての弁護士に、というわけではなが——にたいする強い不満・不信を示していた。
- 3) わざわざ「法律というルールという部分」と述べていることから、E1さんは法を世界に存在する複数のルールの一つであると相対化していると考えられる。

〔文献〕

Emerson, R. M. (1981) "On Last Resorts," 87(1) *American Journal of Sociology* 1-22.

- (2015) *Everyday Troubles: The Micro-Politics of Interpersonal Conflict*, Chicago: The University of Chicago Press.
- & S. L. Messinger (1977) “The Micro-Politics of Trouble” 25(2) *Social Problems* 121-134.
- 檜村志郎 ([1989]1997) 『もめごとの法社会学』 弘文堂.
- (1999) 「法社会学とエスノメソドロジー」 山田富秋・好井裕明編 『エスノメソドロジーの想像力』 せりか書房, 224-237 頁.